

○石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令  
(平成11年3月31日石川県警察本部訓令第13号)

[沿革] 平成11年8月31日警察本部訓令第24号、12年3月27日第10号、14年3月5日第2号、16年3月19日第5号、17年3月22日第16号、18年1月31日第3号、18年3月30日第13号、22年5月26日第10号、24年3月15日第6号、25年3月27日第5号、26年3月24日第8号、29年3月29日第9号

石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令を次のように定める。

石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令

石川県警察職員等の旅費取扱規程(昭和57年石川県警察本部訓令第16号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、石川県職員等の旅費に関する条例(昭和29年石川県条例第4号。以下「条例」という。)の規定により、警察本部長が知事又は石川県人事委員会と協議して定める事項及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和32年石川県条例第33号)の規定により、費用弁償について知事と協議して定める事項並びに石川県警察職員(以下「職員」という。)及び石川県公安委員会の要求若しくは石川県警察の依頼により旅行する者の旅費の取扱いについて定める。

(旅行命令権者)

第2条 条例第4条第1項に規定する旅行命令及び旅行依頼は、警察本部長又はその権限の委任を受けた職員が行うものとする。

- 2 前項による旅行命令等の権限は、別表第1の基準に従いそれぞれ委任する。
- 3 旅行命令権者に事故がある場合には、臨時に他の職員にその事務を代理させることができる。

(職務の級)

第3条 条例第2条第2項の規定により、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第30号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同条同項各号に規定する給料表の適用を受ける者及び石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)第3条に規定する技能労務職給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。)第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、行政職給料表による3級の職務に相当する職務の級とし、同項第1号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号任期付研究員給料表による6号給の給料月額を受ける職員(当該給料月額を超える給料月額を受ける職員を含む。)の職務の級 行政職給料表による9級の職務に相当する職務の級
- (2) 第1号任期付研究員給料表による5号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による8級の職務に相当する職務の級
- (3) 第1号任期付研究員給料表による4号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による7級の職務に相当する職務の級

(4) 第1号任期付研究員給料表による3号給の給料月額を受ける職員の職務の級  
行政職給料表による6級の職務に相当する職務の級

(5) 第1号任期付研究員給料表による2号給の給料月額を受ける職員の職務の級  
行政職給料表による5級の職務に相当する職務の級

(6) 第1号任期付研究員給料表による1号給の給料月額を受ける職員の職務の級  
行政職給料表による4級の職務に相当する職務の級

3 任期付職員条例第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、警察本部長が相当と認める職務の級とする。

第4条 前条に規定する者以外の者の行政職給料表に相当する職務の級は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、警察本部長がその都度相当と認める職務の級とする。

(臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額)

第5条 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第6条及び第7条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、警察本部長がその都度相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。

(日額旅費)

第6条 条例第25条の規定により、日額旅費を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別表第4のとおりとする。

2 前項の規定により日額旅費を支給する旅行において、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、別表第4に規定する日額のほか、鉄道賃、船賃又は車賃の実費を支給する。

3 日額旅費は、半月又は1月ごとに集計して翌月に支給する。ただし、特に必要があると認めるときは、6日を下らない範囲内の期間ごとに集計し、その集計した日から1月以内に支給するものとする。

第7条 前条の規定により支給する日額旅費は、臨時に他の用務により旅行したため、条例第6条第1項の旅費の支給を受ける期間は支給しない。

(支給制限)

第8条 条例第30条第5項の規定により、賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、1級の職務にある者の定額の8割に相当する額とする。

(旅費の調整)

第9条 条例第40条第2項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によって旅費の支給を調整する。

(1) 職員の職務の級が遡って変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減を行わない。

(2) 旅行者が交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。

(3) 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、条例の規定による旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち、県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しない。

(4) 旅行者が旅行中の公務傷病等により、旅行先の医療施設等を利用して療養したため地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは労働基準法（

昭和22年法律第49号)に規定する療養補償又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に規定する療養の給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しない。

(運賃の調整)

第10条 条例第40条第2項の規定により、陸路旅行の場合において、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃を車賃として支給することができる。

2 条例第40条第3項の規定により、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃によらないことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警察本部長以上の職務にある者の秘書的用務のため上級の車に乗車し、船舶に乗船し、又は航空機に搭乗し、同伴随行しなければならない場合
- (2) 旅行者が緊急又は特別の用務で旅行する場合に、旅行命令権者が、公務上重大な支障を来すおそれがあると認めた場合
- (3) 当該旅行について、2以上の通常の経路がある場合に、最も経済的な経路が鉄道を利用する場合であっても公務の必要上、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道を利用して旅行を行うのが迅速であるため乗車した場合
- (4) その他警察本部長が必要と認める場合

(宿泊料の調整)

第11条 条例第40条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者が旅行し、公用の施設に宿泊した場合には、条例別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給する。
- (2) 旅行者が翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しなかった場合には、午前0時の時点で旅行していた地点が、別に定める「管轄区域及びみなし管轄区域」内のときは、条例別表第1の宿泊料定額の4分の1に相当する額、前記以外の地域であるときは、条例別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給する。
- (3) 職員が、自ら所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊するとき、又は当該職員以外の者が所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊する場合において宿泊のために支払うべき料金が不要であると認められるときは、条例別表第1の宿泊料定額の4分の1に相当する額を支給する。
- (4) 職員が翌日にわたり旅行し、その旅行日が、交替制勤務員の当番日又は毎日制勤務員の宿直勤務日に当たる場合には、宿泊料は支給しない。

(移転料等の調整)

第12条 条例第40条第2項の規定により、次の各号に掲げる赴任に伴う移転料、扶養親族移転料及び着後手当は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときには、その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料定額を支給する。
  - (2) 同一地域以外への移転の場合において、路程が4キロメートル未満の移転については、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。
- 2 条例第40条第3項の規定により、駐在所等公舎の新築又は改築に伴い、新公舎又は仮公舎へ移転した場合の移転料は、移転の都度、条例別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額を支給する。

(外国旅行の旅費調整)

第13条 条例第40条第3項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料(成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法(昭和31年法律第80号)第16条第3項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。)及び旅客保安サービス料を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができる。外国の空港におけるこれに類する料金を支払う場合についても、同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、この訓令の施行日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成11年8月31日警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成11年8月31日から施行する。

附 則(平成12年3月27日警察本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令(以下「改正後の訓令」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の訓令第13条の規定は、平成12年3月15日以後に出発する旅行について適用する。

附 則(平成14年3月5日警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月19日警察本部訓令第5号)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令の規定は、この訓令の施行日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月22日警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年1月31日警察本部訓令第3号)

- 1 この訓令は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令の規定は、この訓令の施行日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了し

た旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月30日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月26日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成22年5月26日から施行し、改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令の規定は、平成22年3月31日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月15日警察本部訓令第6号)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令は、この訓令の施行日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月27日警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日警察本部訓令第9号)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の石川県警察職員等の旅費取扱いに関する訓令は、この訓令の施行日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

旅行任命権者		旅行者
任命権者	委任する職員	
警察本部長		本部長、部長、首席監察官
	部長	首席参事官、参事官、課・所・隊の長
	課・所・隊の長	課員、所員、隊員、 石川県警察職員以外の者
	警察学校長	警察学校長、警察学校職員、生徒、 石川県警察職員以外の者
	署長	署長、署員、 石川県警察職員以外の者

別表第2 (第3条関係)

行政職 給料表	研究職 給料表	技能労務職 給料表	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	県公安職 給料表	国家公務員 公安職 俸給表(一)	国家公務員 行政職 俸給表(一)
9 級	5 級 100分の25の 管理職手当を 支給される職 員に限る。					10 級	9 級
8 級	5級の37号給以上 100分の20の 管理職手当を 支給される職 員に限る。				9 級	9 級	8 級
7 級	5級の36号給以下 100分の20の 管理職手当を 支給される職 員に限る。				8 級	8 級	7 級
6 級	5 級 100分の20以 上の管理職手 当を支給され る職員を除く		7 級	7 級 6 級の29 号給以上	7 級	7 級	6 級
5 級	4 級 3 級の41 号給以上	5 級	6 級	6 級の28 号給以下	6 級	6 級	5 級
4 級	3 級の40 号給以下	4 級 3 級の93 号給以上	5 級の9 号給以上	5 級	5 級 4 級 (警部の階級に ある者に限る。)	5 級	4 級
3 級	2 級の29 号給以上	3 級の 49号給から 92号給まで	5 級の8 号給以下 4 級 3 級	4 級 3 級の41 号給以上	4 級 3 級 (警部の階級に ある者を除く。 警部補の階級に ある者に限る。)	4 級	3 級
2 級	2 級の 13号給から 28号給まで 1 級の49 号給以上	3 級の48 号給以下 2 級の49 号給以上	2 級の13 号給以上 1 級の45 号給以上	3 級の40 号給以下 2 級の37 号給以上	3 級 2 級 (警部補の階級に ある者を除く。)	3級の9号俸以上 2級の33号俸以上 1級の41号俸以上	2 級
1 級	2 級の12 号給以下 1 級の48 号給以下	2 級の48 号給以下 1 級	2 級の12 号給以下 1 級の44 号給以下	2 級の36 号給以下 1 級	1 級	3級の8号俸以下 2級の32号俸以下 1級の40号俸以下	1 級

別表第3（第3条関係）  
再任用職員

行政職 給料表	研究職 給料表	技能労務職 給料表	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	県公安職 給料表	国家公務員 公安職 俸給表(一)	国家公務員 行政職 俸給表(一)
9 級						10 級	9 級
8 級					9 級	9 級	8 級
7 級					8 級	8 級	7 級
6 級	5 級		7 級	7 級	7 級	7 級	6 級
5 級	4 級	5 級	6 級	6 級	6 級	6 級	5 級
4 級	3 級	4 級		5 級	5 級 4 級 <small>（警部の階級に ある者に限る。）</small>	5 級	4 級
3 級	2 級		5 級 4 級 3 級	4 級	4 級 3 級 <small>（警部補の階級に ある者に限る。）</small>	4 級	3 級
2 級		3 級	2 級	3 級 2 級	3 級 2 級 <small>（警部補の階級に ある者を除く。）</small> 2 級	3 級 2 級 1 級	2 級
1 級	1 級	2 級 1 級	1 級	1 級	1 級		1 級



別表第4（第6条関係）

日額旅費を受ける者	日 額		支 給 条 件	支 給 方 法
	宿泊なし	宿泊あり		
1 犯罪捜査のため 県内を旅行し、私 有車を提供した職 員	円 200	円	行程8km以 上の「管轄区 域及びみなし 管轄区域」内 のとき。	車賃は支給しない。
	500		上記以外の 片道100km未 満の県内のと き。	
2 学校教養計画に 基づかない研修の ため県内外へ旅行 し、滞在する職員		6,900	一般宿泊施 設又は公用施 設に宿泊する とき。	研修開始から研修終 了の前日まで支給する。 31日以上は1割減、 61日以上は2割減とす る。
		2,450	第11条第3 号に該当する 場所に宿泊す るとき。	
備考				
<p>1 各在勤庁における「管轄区域及びみなし管轄区域」については、別に定める。</p> <p>2 犯罪捜査のため県内を旅行する職員が当該用務により宿泊する場合には、条例別表第1の宿泊料定額を加えた額を支給する。ただし、この訓令に定める宿泊料の調整を要する場合には、所要の調整を行うものとする。</p>				